

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独情）諮問第10号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（独情）答申第5号）

事件名：研究個室（初回・更新）利用申請書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文第1340号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

今回特定・開示された平成24年度以降の研究個室（初回・更新）利用申請書10件は平成24年4月1日より平成27年3月27日（開示請求受理日）まで3年間のものである。この10件の申請者はA氏が5件でそれ以外の利用者が5件である。各申請書上部の決裁用承認印欄を見ると、平成25年1月以降、図書館事務部長の押印欄が添加されている。

① さて奇妙なことに、10枚の申請書で平成25年1月1日以降のものは5件あるが全てA氏のものでその他の利用者の申請書が1件もない。これは平成24年4月1日から平成24年12月31日における5件の利用者分布（A氏1件、それ以外4件）に比べ真に不可思議な現象であり確率的にも生じ得ないことである。

② さらに奇妙なのは、10枚の申請書で上部の決裁用承認印欄にA氏のものとは数個の押印が確認されるが、その他の利用者の申請書には決

裁用押印が一切無い。

- ③ その上奇妙な点は、申請書記載項目で利用資料名がA氏は記入されているのにそれ以外の利用者は記入が無いのに、利用申請が受理されている。申請者の捺印が欠如しているのに受理している例さえある（B氏、C氏）、一方でA氏には利用開始時刻が昼休時間に架かるのを訂正させている（H25.5.10、訂正印＝D氏）。A氏悲痛な抗議が随所に読み取れる。

以上のことから、附属図書館は平成24年度以降の研究個室利用に係り、特定個人（A氏）に特別な対応（「嫌がらせ」＝ハラスメント）をしたことは明白である。

さて、附属図書館は特定個人（A氏）への組織的「嫌がらせ」（＝ハラスメント）の実態を隠すため本件開示請求でも平成25年1月1日以降のものでA氏のみ選びその5件の申請書を開示し、その他の利用者の申請書を隠蔽しあるいは意図的に遺漏させたと考えられる。

状況及び①②③の事実から考察するに、当該時期のその他の利用者の申請書が10－20件程度あり、それらの上部の決裁用承認印欄においてA氏とは違う様態の押印があり（例えば押印が欠落）、A氏とは違った利用開始日・開始時間の許可の記載があると推定される。これらは図書館のハラスメント体質を明瞭に示し、文書隠蔽の主な動機と推定される。

以上より原処分を取り消し、請求文書を再度特定し開示することを求める。東北大学本部組織はA氏に対する行為（差別、嫌がらせ）につき本件開示請求を介して、最大限の真相事実を開示すべきである。

迅速で公正な審議、第3者機関（審査会）への諮問、東北大学への信頼を期待させて頂く。

（2）意見書

諮問庁の理由説明書（下記第3）の記載は極めて不自然であり、異議申立書（上記（1））で提起された問題点、特に①ないし③として指摘された疑義に一切答えていない。単に、「無いものは無い」と説明しているだけである。

現在公文書の廃棄や不存在等が問題になっている。文書を隠蔽するのは普遍的な「行政体質」であろうか。

諮問庁でもハラスメント行為等があったのが真相である。いやがらせの実態がこれらの文書からも読み取れる。

「（2）諮問の理由」の中で、「申請書を隠蔽したり遺漏したりする理由はなく」とあるが、これは事実ではなく根拠のない反論である。上記「行政体質」参照。偶然に①ないし③のような事態が生じるのは不自然かつ不合理であり確率的にもあり得ない。

よって、諮問庁の杜撰な反論に負けず、厳正な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年3月27日付けで、異議申立人から、本件請求文書の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年4月22日付けで法人文書開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年5月27日に延長したうえで、本件対象文書を特定し、法5条1号及び4号に該当する不開示情報が記載されているため、法6条に基づき部分開示する決定（原処分）を、平成27年6月5日付で行った。

その後、平成27年6月25日付けの異議申立書が提出され、翌26日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった事案は、本学附属図書館2号館の研究個室利用に係る法人文書を求めているものである。

本件請求文書については、平成23年度の「研究個室（初回・更新）利用申請書（以下「申請書」という。）」は保存期間満了によりすでに廃棄しているため、平成24年度以降の申請書である本件対象文書を特定し、法5条1号に規定する個人に関する情報及び法5条4号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報に該当する箇所を除き開示したところ、文書を再度特定するよう異議申立てがあったものである。

異議申立人は、平成24年4月1日から同年12月31日までの申請書には特定の者以外から提出されたものも含まれているが、平成25年1月1日以降の申請書で開示されたものには特定の者から提出された申請書しかないこと、また、特定の者についてのみ詳細なものが提出されていると認められるが、特定の者へ組織的な嫌がらせが行われ、それを隠すために特定の者以外の申請書を隠蔽又は遺漏していると主張している。しかしながら、特定の者以外から提出された申請書を隠蔽したり遺漏したりする理由はなく、異議申立てを受け、改めて文書を探索したものの、該当する法人文書は他に確認できなかった。

以上の理由から、本学では、平成27年6月5日付けの原処分は妥当であると判断し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年4月17日 審議
- ⑤ 同年5月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、附属図書館2号館の研究個室の利用申請書の開示を求めるものであったことから、原処分においては、担当の閲覧第二係（組織変更により現在は貴重書係と名称変更）の書棚にファイルにつづって保管されていた該当の申請書の全て（本件対象文書）を特定し開示決定等の対象としたものである。

なお、念のため、同係にある別綴りや未整理となっているものも確認したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認されなかった。

イ 異議申立人は、特定教員（A氏）以外の利用者が著しく少ないこと、申請書の内容や処理状況が他と相違していることに疑義を述べているが、これらの点については以下のとおりである。

附属図書館には1号館と2号館があり、当時はその両方に研究個室があったが、図書館利用者は、ほぼ1号館にある研究個室を利用しており、2号館の研究個室は、1号館を通り抜け、さらに渡り廊下を通った先の2号館内において使い勝手が悪いため、特定教員以外の利用者はほとんどいなかった（平成24年ごろには、東日本大震災で居室の被害が大きかった研究科等から震災対応による同研究個室の利用申出を受けており、特定教員以外の利用申請は、このケースに当たる。）。そのような実情のため、平成25年に特定教員が連続して利用申請した間（1月から5月まで）には、たまたま他の利用者がいなかったものと推察される。また、同年に行われていた

1号館の大規模改修工事に際し同館の図書及び資料の一部を2号館に移動させることとなり、ほどなくして2号館の研究個室は実質廃止となった（工事が完了した平成26年10月以降、研究個室は1号館のみで、WEB上での利用予約となっている。）ため、それ以降の申請書は存在しない。

特定教員の申請書の記載内容、処理状況等の他との相違については、関係者の異動、退職等もあって、当時の詳細な状況は確認できなかったが、申請書の処理（記載確認、決裁等）については、担当係の対応が区々になっていたものと認められる。ただし、このことは特定されていない文書の存在を意味するものではないと考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、東北大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

東北大学附属図書館本館2号館の研究個室について、提出期日が平成24年（2012）1月1日以降 現在までに提出された「研究個室利用申請書」すべて。更新申請を含む。ただし法令で不開示と定められた部分（申請者個人名など）は除く。

2 本件対象文書

研究個室（初回・更新）利用申請書（平成24年度以降分）